

財関第1146号  
平成20年10月9日

(各)税関長 殿  
沖縄地区税関長 殿

関税局長 藤岡博

### 関税法基本通達等の一部改正について

輸出入・港湾関連情報処理システムの稼動等に伴い、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、平成20年10月12日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

#### 記

第1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第2 特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第3 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第4 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

( 税関様式の一部改正 )

税関様式C第9160号を別紙4-1のよう改める。

( 記載要領及び留意事項の一部改正 )

別紙4-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5. 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ

るよう改める。

第6 国際輸送に使用される航空貨物用輸送器具の取扱いについて（昭和62年4月8日蔵関第353号）の一部を次のように改める。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第7 航空貨物通関情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成8年4月17日蔵関第336号）の一部を次のように改める。

別紙7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第8 海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成11年10月7日蔵関第801号）の一部を次のように改める。

1. 別紙8-1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

2. 別紙2及び別紙3を、それぞれ別紙8-2及び別紙8-3のように改める。

3. 別表として別紙8-4のように加える。

4. 別紙様式M-102号を別紙8-5のように改め、別紙様式M-103-1号から別紙様式M-365号までを削り、別紙様式M-102号の次に別紙様式M-101号から別紙様式M-115号までを別紙8-6から別紙8-20までのように加え、別紙様式M-200号から別紙様式M-213号までを別紙8-21から別紙8-34までのように加え、別紙様式M-300号から別紙様式M-306号までを別紙8-35から別紙8-41までのように加える。

第9 システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第243号）の一部を次のように改める。

別紙9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第10 システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成12年3月31日蔵関第249号）の一部を次のように改める。

別紙10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第11 航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成13年9月25日蔵関第781号）の一部を次のように改める。

別紙11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第12 税関手続申請システムを使用して行う税関業務の取扱いについて（平成15年6月30日財関第673号）の一部を次のように改める。

別紙12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第13 海上貨物通関情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成15年8月22日財関第889号）の一部を次のように改める。

別紙13「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる

るよう改める。

第 14 玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する取扱いについて（平成 17 年 8 月 22 日財関第 1059 号）の一部を次のように改める。

別紙 14-1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

別紙様式を別紙 14-2 のように改める。

第 15 大韓民国ハイニックスセミコンダクター社製ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する取扱いについて（平成 18 年 1 月 27 日財関第 94 号）の一部を次のように改める。

別紙 15 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 16 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）の一部を次のように改める。

別紙 16 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 17 開庁時間外事務の執行を求める届出手続の当面の取扱いについて（平成 20 年 3 月 31 日財関第 352 号）の一部を次のように改める。

別紙 17 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 18 電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する取扱いについて（平成 20 年 6 月 13 日財関第 678 号）の一部を次のように改める。

別紙 18 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。